

原 発 本 第 1 2 4 号
2 0 2 3 年 9 月 2 8 日

原子力規制委員会
原子力規制庁 長官官房
緊急事案対策室長 殿

九州電力株式会社
原子力発電本部
原子力管理部長

玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（ご連絡）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は弊社事業に対し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省の組織改編に伴い、「玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の見直しが必要となりました。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に基づく軽易な変更扱いとして、2023年10月1日から次回修正までの期間、添付のとおり読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

敬 具

(添付資料)

玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	備 考
<p>別図2-4(2) 原災法第10条第1項に基づく通報先 (事業所外運搬での特定事象発生時の通報先)</p> <p>事業所外運搬責任者 → 原子力防災管理者</p> <p>本店通報連絡責任者 → 本店通報連絡責任者</p> <p>原子力防災管理者 → 内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室 (原子力規制委員会)</p> <p>原子力防災管理者 → 国土交通省 海事局 検査測度課 (国土交通大臣) (事象発生場所が海上の場合)</p> <p>原子力防災管理者 → 国土交通省 自動車局 車両基準・国際課 (国土交通大臣) (事象発生場所が陸上の場合)</p> <p>原子力防災管理者 → 事象発生場所を管轄する都道府県知事、市町村長</p> <p>原子力防災管理者 → 事象発生場所を管轄する警察署</p> <p>原子力防災管理者 → 事象発生場所を管轄する消防署</p> <p>原子力防災管理者 → 事象発生場所を管轄する労働基準監督署</p> <p>原子力防災管理者 → 事象発生場所を管轄する海上保安部</p> <p>原子力防災管理者 → 内閣府 (政策統括官付)</p> <p>原子力防災管理者 → 玄海原子力規制事務所 (原子力運転検査官、原子力防災専門官、 上席放射線防災専門官)</p> <p>本店通報連絡責任者 → 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課</p> <p>□ : 原災法第10条第1項に基づく通報先 → : ファクシミリ装置等による通報 ●●● : 電話による通報文書の着信確認 --- : 電話による連絡</p>	<p>別図2-4(2) 原災法第10条第1項に基づく通報先 (事業所外運搬での特定事象発生時の通報先)</p> <p>事業所外運搬責任者 → 原子力防災管理者</p> <p>本店通報連絡責任者 → 本店通報連絡責任者</p> <p>原子力防災管理者 → 内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室 (原子力規制委員会)</p> <p>原子力防災管理者 → 国土交通省 海事局 検査測度課 (国土交通大臣) (事象発生場所が海上の場合)</p> <p>原子力防災管理者 → 国土交通省 物流・自動車局 車両基準・国際課 (国土交通大臣) (事象発生場所が陸上の場合)</p> <p>原子力防災管理者 → 事象発生場所を管轄する都道府県知事、市町村長</p> <p>原子力防災管理者 → 事象発生場所を管轄する警察署</p> <p>原子力防災管理者 → 事象発生場所を管轄する消防署</p> <p>原子力防災管理者 → 事象発生場所を管轄する労働基準監督署</p> <p>原子力防災管理者 → 事象発生場所を管轄する海上保安部</p> <p>原子力防災管理者 → 内閣府 (政策統括官付)</p> <p>原子力防災管理者 → 玄海原子力規制事務所 (原子力運転検査官、原子力防災専門官、 上席放射線防災専門官)</p> <p>本店通報連絡責任者 → 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課</p> <p>□ : 原災法第10条第1項に基づく通報先 → : ファクシミリ装置等による通報 ●●● : 電話による通報文書の着信確認 --- : 電話による連絡</p>	<p>国土交通省の組織改編に伴う読み替え</p>

現 行	読み替え後	備 考
<p>別図2-5(2) 原災法第10条第1項に基づく通報後の連絡先 (事業所外運搬での事象発生時の連絡先)</p> <p>Legend:</p> <ul style="list-style-type: none"> ☐: 原災法第10条第1項に基づく通報先又は原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先 →: ファクシミリ装置等による連絡 ▶: 原災法第10条第1項に基づく通報を行う場合は電話による通報文書の着信確認。それ以外の場合は、電話による連絡とする。 ---▶: 電話による連絡 *: 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 	<p>別図2-5(2) 原災法第10条第1項に基づく通報後の連絡先 (事業所外運搬での事象発生時の連絡先)</p> <p>Legend:</p> <ul style="list-style-type: none"> ☐: 原災法第10条第1項に基づく通報先又は原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先 →: ファクシミリ装置等による連絡 ▶: 原災法第10条第1項に基づく通報を行う場合は電話による通報文書の着信確認。それ以外の場合は、電話による連絡とする。 ---▶: 電話による連絡 *: 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 	<p>国土交通省の組織改編に伴う読み替え</p>